消防広第 74 号 平成27年3月31日

消防庁長官

緊急消防援助隊運用要綱の見直しについて(通知)

平成26年度に発生した災害の教訓や「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」(平成16年2月6日消防震第9号)の変更に伴う統合機動部隊等の新設等を踏まえ、「緊急消防援助隊運用要綱」(平成16年3月26日消防震第19号)について、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」(別添1)及び「緊急消防援助隊の運用に関する要綱」(別添2)のとおり見直しましたので、通知します。

今回の見直しは、緊急消防援助隊に関する都道府県の対応の明確化、都道府県知事による緊急消防援助隊の応援等要請の迅速化、実動機関等防災関係機関との連携強化等を目的としたものです(別添3参照)。

貴職におかれましては、これらの内容をご理解の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対しても、この旨周知されるようお願いします。

なお、本通知は消防組織法(昭和22 年法律第226 号)第37条の規定に基づく 助言として発出するものであることを申し添えます。

- 別添1「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」
- ・別添2「緊急消防援助隊の運用に関する要綱」
- ・別添3 緊急消防援助隊運用要綱見直しの骨子
- ・別添4「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」新旧対照表
- ・別添5「緊急消防援助隊の運用に関する要綱」新旧対照表